

「政府公報」を中心とした公的文書に見る 戦後台湾における日本語に対する言語政策 —日本語に対する教育政策を中心に—

頼 美 麗 ・ 岡 本 輝 彦
(文藻外語大學) (中国学園大学)

1. はじめに

台湾は国際交流基金(2023)の「海外の日本語教育の現状」によると、日本語教育機関数は907機関であり、2018年度調査の846機関より増加しているものの、日本語学習者数は143,632人であり、前回の調査よりも順位を1つ落とし、世界で8番目に多いという結果となった。これは近年の少子化の影響もあり学校教育における日本語学習者が減少傾向にあるためである。しかし、後期中等教育の高級中學¹⁾における第二外国語導入校の71.6%が日本語を開講しており、日本語は依然として英語に次ぐ人気のある外国語となっている。また、日本台湾交流協会(2022)が実施した世論調査では、「最も好きな国は日本」という答えが前回2018年度調査より1ポイント上昇して60%に達しており、中国の5%、アメリカの4%に大きく差をつけて首位を維持しているという。このことから日本語学習者は減少しているものの、親しみのある外国語となっていると言えるであろう。政府は2014年11月に「十二年國民基本教育課程綱要 總綱」²⁾においてカリキュラム・ガイドラインを公布したことにより第二外国語を含む科目毎のカリキュラムを2019年より導入しており、新たに日本語教育が開始されることも予想される。このように、台湾がかつて日本の植民地であったにもかかわらず、日本語に関心を持ち日本語学習者がここまで増加したことには政府による日本語に対する言語政策、特に教育政策も大きく影響していることが考えられるが、これまで台湾の日本語教育に関する研究は多いものの、日本語に対する言語政策的なものはあまり多くない。そこで、戦後の日本語に対する言語政策と教育政策を日本語教育事情も含めながら政府の公報を中

心に公的資料から捉えたい。

2. 先行研究

蔡(2001)は主に日本語教育機関設立から日本語に対する教育政策の転換点を時期区分として捉えようとしており、日本語教育の過渡期(1945-1947)、日本語教育の暗黒期(1947-1963)、日本語教育の転換期(1963-1980)、日本語教育の開放期(1980-1989)、日本語教育の飛躍期(1989-1996)、日本語教育の多岐期(1996-)の6つに区分している。その中で使用されている政府の公報はわずかであり、教育部³⁾からのものである。そのため、政府による日本語に対する教育的なものを論じているとは言い難い。これでは政府がどのように日本語教育を位置づけてきたかを示すことはできないであろう。藤井(2007)は教育部が発刊している『教育部公報』を手がかりに1990年代以降の言語教育・言語政策について検討しているが、1990年代は李登輝政権下で多元化が進められた時期と述べている。中等教育において外国語の学習機会を保障して多元的外国語教育を推進しようとしており、その中に日本語も明記されてはいるが、それ以降の一連の資料の中では「外国語」以外は「英語」という言葉が一度しか使用されておらず、1990年代前半では大学入試に関して「すべての国民に英語学習を推進する」という文言から公報に掲げられている「外国語」は「英語」であると推察できるとしている。しかし、後述するが、1983年には「高級中学課程標準」において英語以外の第二外国語が導入されることになっている(岡本2013:7)ことから、『教育部公報』だけでは判断するのは難しいと言えるだろう。徐(2012)は『教育部公

報』ではなく『行政長官公署公報』とそれに続く『臺灣省政府公報』などを手がかりに蔣時代の言語政策を取り上げているが、蔣政権ということは1945年から1988年ということになる。日本語と方言に分けて言語政策を述べているが、戦後1年目が日本語の制限が厳しく、それ以降徐々に減っているとしているが、実際、日本語は長らく制限されている。また、1977年に専門学校の観光事業科で日本語が外国語の一科目として認められているという記述があるが、大学ではすでに1963年に日本語専門課程が開設されており、1977年まで日本語教育が認められていなかったという点は事実と異なっている。このように『行政長官公署公報』および『臺灣省政府公報』だけでは日本語に対する教育政策を明らかにすることは難しい。続けて徐（2015）は1945年から1977年までの『臺灣省行政長官公署公報』、『臺灣省政府公報』だけでなく『臺北市政府公報』、『臺南市政府公報』にも基づいて戦後政府が行った日本語に対する言語政策について述べているが、日本語に対する教育政策に関する記述はない。後述するが、1977年の『教育部公報』には中等教育における日本語に関する記述があり、徐（2012）が扱っている公報には日本語教育について公表されていないのであろう。日本語政策には日本語教育は深く関わっているはずであり、扱わなければならない項目であると思われる。

3. 戦前の日本語の位置づけ

戦後の日本語教育を述べるにあたって、戦前の台湾における日本語の位置づけを確認しておく。

1895年から1945年までの間、台湾は日本の植民地であったが、1985年台湾事務局による調査報告では「日本語等ニ至テハ漸次教授ノ法ヲ定ムベシ、目下急ニセズシテ可ナリ」とあり、当初日本政府としては日本語教育の構想はなかった（上沼1975：269-270）。ところが、伊沢修二が学務部心得として渡台したことで状況は一変することになる。伊沢は台湾到着の一年後、1986年に「国語伝習所規則」が發布され、「国語伝習所」が次々と開校された。伊沢は「真に台湾を日本の身軀の一部」とするべく「教育は一日も半日も怠

るべからざるものである」（伊沢1958：593）と述べているとおり、教育による同化を目指していたが、その中心になるのが国語教育であった。その後、学校教育以外の社会教育における国語普及は遅々として進まなかつた。そこで、1929年に「国語講習所」を開設し、1932年には1933年以降の10年間で国語普及率50%以上に引き上げるという「国語普及十カ年計画」が策定される（陳2001：258）と、「国語講習所」が増設され、「国語講習所講師検定規則」、「国語講習所講師養成所規則」が次々と定められるなど、着実に整備されていった。「国語講習所」を中心とした国語普及運動は1937年日中戦争が勃発すると、日本への同化を強調した国語常用運動へと転換されていった。また、国語普及運動だけでなく「国語常用家庭」制度化され、家庭の国語化も推進された。1939年には国語講習所、簡易国語講習所は15,136か所、生徒数は891,660人、台湾住民における国語理解者は48.78%となり、50%にまでにするという「国語普及十カ年計画」は予定よりも早期に達成する見通しとなっていた（陳2001：259）という。また当時、台湾住民の子弟を対象とした公学校では「国語ニ精通セシムル」（吉野1927：192）教育を行っており、就学率の上昇にともなって国語理解者も増加したと思われる。このように、戦後の台湾においては社会教育、学校教育により「国語」、つまり「日本語」が普及していた。

そこには台湾は多言語多民族地域であり、日本人だけでなくエスニック・グループ⁴⁾間で意思疎通を図る共通の言語として「国語」と呼ばれていた日本語が機能していたことが背景にあるとも言えるのではないだろうか。

また、戦後の間もない1945年に発行された『新台湾』では日本語の普及状況について以下のとおり述べられている。

三十歳以上の台湾人知識層で中国語がわかり、書ける者は百人の中一、二人いる程度である。三十歳以下はもう駄目である。二十歳以下に至っては、閩南語さえも完全に話せず、日本語のほうが流暢に話せる。

また、1946年に発行された『新新』では次のように述べられている。

新聞雑誌の日文は来る10月25日に廃止される事に決定したが、果然、それは本省人の耳目を封ずるに等しいものだと、青年層は勿論、壮年層までは非能卒的な当局の行きすぎだと怨嗟と非難の声が高い。

このように、当時、多くの台湾の住民は日本語の新聞や雑誌を通して国語としての日本語が日常生活の中で情報を得る手段としても位置づけられていたことがわかるであろう。

4. 政府による日本語に対する言語政策

50年に及ぶ日本語統治は終わりを迎え、1945年台湾は中華民国⁵⁾に接収されることになった。中華民国政府としては台湾住民を中華民国の国民にするべく、それまでの「日本」を一掃すること、つまり「脱日本化」それと同時に「祖国化」することが緊急の課題であった。そこで、1945年11月に公布された「臺灣省各縣市街道名稱改正辦法」（臺灣省行政長官公署公報1945：4）では2か月以内に各県または各市の日本を由来とする道路の名称を中華民族や三民主義に関する名称に変更することを定めた。次に、同年12月には「臺灣省人民回復原有姓名辦法」（臺灣省行政長官公署1945：7）を定め、日本統治時代に日本人名に変更した台湾人に対して元の中国語名に戻すことを規定している。さらに、1945年12月に「臺灣省電影審查暫行辦法」（臺灣省行政長官公署1946：6）を公布、翌年3月には宣傳委員會が再び日本語で「未ダ上映許可ヲ經ザル「フィルム」ハ一律ニ上映スルコトヲ禁ズ」（台湾省行政長官公署1946：252）と公告しており、1946年1月に「映畫審查暫行辦法」で定められた審査を受けるように強調している。このように日本語に対する言語政策は娯楽にまで及ぶに至った。

これは台湾が接収される前にすでに策定された「臺灣接管計畫綱要」では日本語に対する言語政策は次のように決められていた。

第一 通則 (7) 接管後之公文書、教科書、及報紙禁用日文。

(第一通則 (7) 接管後の公文書、教科書、および新聞には日本語の使用を禁ずる。)

「臺灣接管計畫綱要」で策定されていた新聞における日本語使用の禁止措置が1946年10月、「本省境内各新聞紙雜誌附刊日文版應自本年十月二十五日起一律撤除希轉飭遵照（台湾省内における各新聞雑誌につけられている日本語版は1946年10月25日より一律廃止する。したがって、関係者は速やかにこの命令を遵守するよう指示する。）」（臺灣省行政長官公署1946：45）との告示により実施された。新聞や雑誌の日本語版が廃止されることになり中国大陸で使用されていた「國語」⁶⁾ という中国語だけが使用を許可されることになった。また、1950年6月「臺灣省日文書刊及日語電影片管制辦法」暨「臺灣省日文書刊暨日語電影片審查會組織規程」（台湾省政府公報1950：922）が定められた。映画に関しては1945年に成立した暫定法であったが、これで正式に法律で規定された。この法律で日本語の書籍、日本語による映画は厳しく検閲されることになった。このように、政府による「脱日本語」という言語政策は台湾社会から学校教育へと拡大されることになる。

当時、台湾に國語を解する者はほとんどいなかった（岡本・小島1986：18）ため、國語を普及させることが最大の課題であった。そのため、「臺灣接管計畫綱要」第八教育文化第四五条には國語を普及させること、小中学校では國語を必修科目にすること、公務員ならびに教員は國語を使用しなければならないことが決められており（黄1999：21）、当時から政府は学校教育を國語の普及のための装置として位置づけていた。そのため、政府の日本語に対する教育政策としては学校教育により國語の普及を図り、日本語を追放することにあつた。まず、1946年4月には「臺灣省國語推行委員會組織規程」が定めた。第一条には「臺灣省行政長官公署教育處爲推行標準國語、改進語文教育起見、特設國語推行委員會、隸屬於教育處。（台湾省行政長官公署教育處は標準的な國語および語学教育の改善のために特別に國語推行委員会を設置し教育廳に置く。）」（臺灣省行政長官公署公報1946：107）という設立目的が

述べられている。また、第4条に調査研究部、編集審査部、訓練広報部、総務部の4つの部門が設けられ、普及のほかに國語教員の養成、学校教育の國語の導入などが明記されているが、その時中国大陆は混乱状態であり、大量の國語教員を派遣することができなかった（岡本2012：7）。さらに、台湾人教員が日本語を使用して授業を行っており、その上中国大陆から来た教師も各地方からかき集められたため、標準的な國語使用者ではなかった（岡本2012：7）。そのため、國語教育を行うには臺灣省國語推行委員會が台湾省内の台湾人國語教員を養成する必要がある。次に、政府は1946年7月「規定自下學年度起教學須一律用國語 本省自下學年度起,各中小教師施教,應一律用國語(包括本省方言)講授,不准再用日本語。

(次の学期よりすべて國語を用いて教えなければならないことを定める 次の学期より本省の小中学校の教員はすべて國語(本省の方言を含む)を用いて教えるべきである。日本語を使用することを禁止する。)(臺灣省行政長官公署公報1946：263)という通達を各学校に出したが、小中学校の教員の使用言語は國語であることが義務づけられると同時に日本語の使用が禁止されることとなった。

続いて翌1947年6月に各学校の教員ならびに生徒に対して「爲電令本省各級學校嚴禁員生應用日語希遵照(台湾省における各学校における教職員ならびに生徒の日本語使用は嚴禁としたため遵守すること)。(臺灣省政府公報1947：254-255)との通達があり、その中で次のような理由が加えられていた。

查本省各級學校,間有少數教員授課及學生日常談話時,仍有沿用日語,似此對於推行語文教育認識吾國文化,影響至鉅。相應函請准予通令全省各級學校員生,禁用日語。(略)至日常用語,應儘量採用國語,不准以日語交談,如各級學校教員對標準國語尚有不爛熟者,應從速補習,設有違背情事,決予嚴懲

(本省の学校教育において各教育機関でごく少数の教員が授業の際や生徒が日常で会話の際に日本語を使用しているが、言語教育の

推進や我が国の文化理解に大きな影響を与えている。全省の各教育機関の教師ならびに生徒は通達に従い、日本語使用禁止に応じなければならない。(略)日常の会話ではできるだけ國語を使用し、日本語の使用は認めない。各教育機関の教員が國語に習熟していない場合は速やかに講習を受けなければならない。これに違反した際は嚴罰に処する。)

教育現場では日本語が使用されていることもあり、なかなか國語を普及させることができないため、教員だけでなく生徒の学校内における日常的な会話にまで立ち入らなければならないようになった。また、教員の使用言語にも再度言及されており今回は罰則も加わっている。

政府は学校教育の現場から日本語を排除しようと試みたものの、遅々として進まなかったため三か月後の1947年9月に再び各学校の教員ならびに生徒に対して「電令禁用日語合極電仰遵照(日本語使用嚴禁の電令を遵守すること)。(臺灣省政府1947：947)との通達が出されたが、そこには次のような説明が加えられていた。

查各級學校師生於授課或講談時,禁用日語一節,前經本廳參議已灰丁字第四五二一號代電令飭 遵照在案。茲查各級學校仍多沿用日語,殊屬不合,特重申前令,仰嗣後凡講授功課,除用國語教學外,得暫酌用本省方言解釋。至日常用語,應儘量採用國語,不准以日語交談,如各級學校教員對標準國語尚有不爛熟者,應從速補習,設有違背情事,決予嚴懲

(各教育機関の教員、生徒が授業または雑談時に日本語の使用を禁ずることは本庁の前通達第四五二一號を遵守するように通達を出している。各教育機関で日本語を使用することは通達に合っていないので改めて示す。授業の際には國語以外に本省の方言で説明することはしばらくの間認める。ただし、日常の会話ではできるだけ國語を使用し日本語の使用は認めない。各教育機関の教師が國語に習熟していない場合は速やかに学習しなければならない。これに違反した

場合は厳罰に処する。)

この説明では当初、台湾の住民を中華民国の国民にするために「國語」のみを中華民国の共通言語とする一元的言語政策を進めており、前年の1946年7月の通達では学校教育の現場は混乱していたため「國語(本省の方言を含む)」のように本省の方言の使用に関してあまりはっきりとした記述はなかった。本省の方言とは日本語以外の台湾住民の言語⁷⁾のことである。教員は本省の方言を使用することが許可されていることから考えると、台湾の方言よりも先に日本語を学校教育から追い出すことが必要であり、それだけ日本語の排斥に苦慮していることが伺える。さらに、1952年4月に「爲糾正大中學生沿用日語交談一案電希轉飭遵照實遵辦(大学生、中高中生が日本語で会話することを是正するために関係者は速やかにこの命令を徹底的に遵守するよう指示する。)」(臺灣省政府1952:356)という通達が出され、次のように説明されていた。

查關於糾正本省大中學生沿用日語交談一案，經本廳通飭遵辦在卷。(略)本省各中等學校以上之臺籍學生，每與同省籍之同學談話時，均以日語為主，沿途均有可聞，該批學生皆能講流利之國語而不講，亦不講其本省之方言，反以日語談吐爲時髦，似此情形待糾正。(略)

(台湾省の大学生、中高中生が日本語で日常会話することを是正することに関して本庁は関係者に通知した。(略)台湾省籍の学生が同省籍のクラスメートと会話している際に主に日本語を使用しているところが聞かれる。これらの学生は國語が流暢に話せるにもかかわらず、國語も本省の方言も話さず日本語が流行だと考えており、このような状況は是正されなければならない。(略)

このように、三度にもわたり日本語使用禁止令を出したことから政府は学校教育から日本語を追放しようと試みたが、あまり効果がなかったことがわかる。台湾省は上述のとおりエスニック・グループ間の言語が異なっていたため、これまで共通言語として日本語が存在していた。そこで、政府は台湾を接収したことにより社会において日

本語ではなく「國語」を最上位の言語とするべく國語を普及させるという言語政策を推進した(岡本2014:5)。しかし、1947年に起こった二二八事件がきっかけで、かえって日本語を普及させる結果となった⁸⁾。ここでは「國語」への一元的言語政策であったにもかかわらず、「國語も本省の方言も話さない」という文言から「國語」と「本省の方言」が同じレベルで扱われているという逸脱した表現となっている。このことから「國語」の普及には、障害となる「本省の方言」を使っても「日本語」を学校教育から追放するという確固とした方針が示されていることがわかる。さらに、24年後の1971年には花蓮政府は学校を含め各関係機関に対して「據呈請訂加強推行國語根絕日語辦法一案，核復知照。(日本語使用を根絶するために國語推進運動を強化する)」という通達を出しており、地域によっては日本語がなかなか排除できなかったことが伺える。

このように、戦後の日本語に対する言語政策は社会および学校教育の現場から日本語を排斥する「脱日本語」政策と言えるであろう。

5. 学校教育における日本語に対する教育政策

上述のとおり、戦後政府の日本語に対する政策は学校教育から徹底的に日本語を追放するというものであったが、1960年代より日本との外交関係、経済関係、本省人の李登輝政権発足による民主化の影響などにより1963年以降は一変することになる。

5.1. 高等教育機関

1949年に「商人對日貿易辦法(商人による日本との貿易に関する規定)」(臺灣省政府公報1949:1057)が出されたが、それまで中華民国と日本との関係は数年にわたり中断していた。この規定ができたことにより日本との経済交流は開始されることとなった。そして、1952年には「中日和約於四十一年四月二十八日簽定(1952年4月28日日華平和条約締結)」(司法專刊1952:480-481)により日本と中華民国の国交が回復し、国レベルの交流が始まった。特に、日本からの投資や技術移転が盛んになり両国の経済貿

易交流が進展するとともに、中華民国の経済はさらに成長していった（岡本2014：5）。

これまで長らく國語を普及させるために日本語は学校教育から厳しく排斥されていた。ところが、突如として1963年中國文化學院が教育部に日本語専門課程開設認可を申請した。蔡（2003：19）によると、その申請に対して教育部からの回答は次のように意外なものであった。

事由：據呈請將該學院東方語文學系分爲日、韓、俄文三組一案令復照由。

（当該大学東方語文学科に日本語、韓国語、ロシア語の3つのコース開設する申請について了承。）（略）

二、據呈請將該學院東方語文學系分爲日、韓、俄文三組一節准予照辦。

（当該大学東方語文学科に日本語、韓国語、ロシア語の3つのコース開設を承認する。）

たとえ日本と国交を回復したからとはいえ、中華民国国内の國語普及が優先されていたため大学において日本語専門課程設立が許可されようとは誰も予想しなかったことであろう。これについて蔡（2003）は中國文化學院の創設者で、中國國民黨中央黨部秘書長、教育部長などの要職を歴任した人物の張其昀が日本語専門課程開設認可申請を行ったことが影響しているのであろうと推察している。ともあれ、1963年に初めて中國文化學院に東方語文學系日文組⁹⁾という日本語専門課程が開設されたことは戦後の日本語教育にとって大きな出来事であった。その後、日本との経済貿易関係が緊密になっていくなか、日本語人材の養成のため3年ごとに大学に日本語専門課程が開設¹⁰⁾されていき、大学における日本語教育の開放が間近に思われた矢先、1972年9月に日本は中華人民共和国と国交を樹立したことにより中華民国とは断交することになった。すると、翌1973年1月「國語推行辦法（國語推進法）」（臺灣省政府1973：2）を發布したが、これは政府が國語推進を法令として規定することによって國語の普及が重要な問題であることを社会に周知させることが目的である（藤井2007：75）と示すため

であったであろう。國語への一元化言語政策を強調することで、それ以降は大学に日本語専門課程が開設されなくなってしまった。このように日本語に対する教育政策は日本と中華民国との外交関係に左右されることになる。

しかし、日本との国交は断絶されたものの、貿易、経済、技術、文化などの民間交流関係を維持するために日本では交流協会（現日本台湾交流協会）、中華民国では亞東關係協會がそれぞれ設立され実務的な窓口機関となった。その後も引き続き日本と中華民国との経済貿易交流は盛んであった。1972年までの中華民国と日本との貿易は1966年までは台湾の輸出貿易相手国として日本は第一位であり1967年以降は第二位であった。一方、1963年までは輸入相手国として日本は第二位であったが、1964年以降は第一位となっており（渡辺2019：48）、その後も日本と中華民国は重要な貿易パートナーとなった。

このような状況のもと、国交断絶から8年後の1980年省立臺中商業專科學校に應用外語科日文組が設立された。それまで日本語専門課程は大学では東方語文學系日文組が開設されていたが、それに対して政府は日本語ができるビジネス人材養成のため5年制專科學校¹¹⁾に應用外語科日文組が創設した。これより高等教育機関において大学は東方語文學系日文組、專科學校は應用外語科日文組という二系統になったことを意味する。つまり、中華民国の教育は一般教育体系と技術教育体系に分けられるが、これ以降しばらくは一般教育体系の大学には東方語文學系日文組、技術教育体系の專科學校には應用外語科日文組が開設されることになる。ここで日本語に対する教育政策が大きく変化した。

應用外語科日文組が創設された経緯については台中科技大學のホームページに次のように述べられている。

台灣的日語教育由來已久，早在日本治台期間，即實施皇民化教育的「國語教育」，然而也因如此，使得台灣在戰後作為外語教育一環的日語教育空白將近二十年之久。戰後日本經濟復甦，一躍成為亞洲與世界的經濟

大國，爲近在咫尺的台灣的重要經濟夥伴。從台灣出口的工業產品，其製造的機器、原料、半成品等皆仰賴日本進口，與日本的貿易往來更加頻繁。因此，日語成爲國際貿易不可或缺的語言之一。民國60年代，台灣的經濟進入空前發展的階段，對日貿易更加蓬勃發展。然而，當時無論官方或是民間都感到知日人才之不足。爲培養即時可用的日語商務人才，政府遂於民國69年3月31日，以台69技字第8839号函請台灣省教育廳轉知本校（當時爲省立台中商業專科學校），擬訂主修日文副修英文及輔修商學之設科計畫。本校即刻於當年4月提報設立「商業語文日文組」計畫書。最後以「應用外語科日文組」拍板定案，於69年8月正式招生，培育兼具商業知識，並且精通英、日語之商務人才；不但打破公立學校設立日文系的禁忌，也揭開了技職體系設立應用外語科系的風潮。

（台湾の日本語教育は長く、日本統治時代の早い段階から皇民化教育としての「国語教育」が行われたが、戦後は外国語教育の一環としての日本語教育には空白の20年間があった。戦後、日本経済は回復、発展し、アジアのみならず世界の経済大国となった。日本は近隣国であったため、台湾の重要な経済パートナーとなった。台湾から輸出される工業製品は、その製造に必要な機械、原料、半成品などを日本からの輸入に頼っており、日本との貿易はますます盛んになっている。そのため、日本語は国際貿易において欠かせない言語の一つとなった。1970年代、台湾経済は空前的発展期を迎え、対日貿易はさらに進展した。しかし、当時、政府はもちろんのこと、民間においても日本に関する知識を持つ人材が不足していると思われていた。そこで、政府は即戦力となる日本語ができるビジネス人才を育成するために、1980年3月31日、「民國69年3月31日，以台69技字第8839号」にて台湾省教育厅に対し、本学（省立台中商業專科學校：現國立臺中科技大學）に日本語を主専攻、そして、英語ならびにビジネスを副専攻

とした学科の設置案を策定させるよう指示した。本学は直ちに同年4月に「商業語文日文組」設立計画書を提出、結局、「應用外語科日文組」で最終調整の末、同年8月に正式に開設された。この学科はビジネス知識だけでなく英語と日本語の語学力を兼ね備えたビジネス人才を育成することとなった。これは公立学校における日本語学科設置というタブーを打ち破っただけではなく、技職教育体系における應用外語科系の設置のきっかけとなった。）

その後、應用外語科日文組が創設されたものの、應用外語科が規定されたのは1995年であった。政府より1995年1月に「五年制專科學校商業類應用外語系英文組科目表暨教材大綱（五年制專科學校商業類應用外語系英文組科目表および教材の枠組み）」（教育部1995：3）が出されたものの、「應用外語科日文組」には触れられていなかった。これは省立臺中商業專科學校に應用英文組設立のためであり、1980年にはすでに省立臺中商業專科學校に應用外語科日文組が開設されているので、あえて定める必要はないと教育部が判断したためであろう。続いて同年8月に「二年制專科學校商業類應用外語科英文組,日文組科目表暨教材大綱」（教育部1995：3）が同じく定められた。これで高等教育機関における二系統の日本語教育は制度上確立された。翌年の1996年、銘傳大學に應用日語學系が設立されることになるが、教育部が一般教育体系の大学で「應用日語」を初めて認めたことになる。また、應用外語科日文組ではなく應用日語學系という独立した学科となったことも特筆されるべきことである。さらに、同年教育部は專科學校から技術學院（単科大学に相当）、2000年からは科技大學への昇格を認めたため、教育部の審査を通過すれば技術學院または科技大學に應用外語系日文組または應用日文系が開設できるようになったことで技術教育体系においても大学に日本語専門課程が設立できるようになった。そしてこれ以降、「應用日語」を軸に高等教育における日本語教育は大きな広がっていくことになる。

5.2. 中等教育機関

中等教育は前期中等教育の國民中學と後期中等教育の高級中等學校に分かれているが、さらに後期中等教育機関は普通教育を行う普通型高級中等學校（高等学校普通科に相当）、専門技術教育を行う技術型高級中等學校（高等学校専門学科に相当）、普通教育と専門教育を総合的に行う総合高級中等學校（高等学校総合学科に相当）、特定の専門分野の教育を行う単科型高級中等學校に分かれている（岡本2021：22）。

まず、後期中等教育において日本語専門課程が開設された。技術型高級中等學校は2014年以前、高級職業學校と呼ばれていたが、楊（2003）によると1986年私立育達高級商業家事職業學校に戦後初めて「商用日文科」が設立されたことで後期中等教育における日本語専門課程が創設されたとしている。しかし、教育部はすでに1977年に省立鳳山高級商業職業學校に対して以下のような通達を出している。

省立鳳山高級商業職業學校 教育部核復在「高級職業學校職業學科教師本科系及相關科系對照表」內,增列「觀光事業科」及「日文科」教師本科系及相關科系對照表一案,轉復查照。(略)

(省立鳳山高級商業職業學校に対して、教育部は「高級職業學校普通科教師の学科科目および関連科目對照表」に「觀光事業科」および「日文科」教師の学科科目および関連科目對照表を加えることを了承した旨、回答した。)

一、貴校六十六年九月十二日鳳商人字第八〇八號函請增列觀光事業科及日文科系教師本科系及相關科系對照表一案、業經本廳於六十六年九月十九日教一字第六六一二八號函轉教育部核示,並以副本抄知在案。

(貴校が66年9月12日公文〇八号にて觀光事業科と日本語科に教師の学科科目および関連科目表を追加したことを要請するものであったが、本庁は66年9月19日に教育部に転送し、了承されたので写しをコピーした。)

二、2.「日文」非為高級中等學校普通學科。

「日語會話」僅為試辦觀光事業科教學科目之一。(二、2.「日本語」は普通科の科目ではない。「日本語會話」も觀光事業科で試験的に教育を行う科目の一つでしかない。)(臺灣省政府1977：3)

省立鳳山高級商業職業學校のホームページの沿革には明記されていなかったため、この公文書だけでは省立鳳山高級商業職業學校に「日文科」という日本語専門課程開設認可を申請したが、認可されたかどうかは不明である。ただ、日本と断交のわずか5年後であり、しかも省立臺中商業專科學校に應用外語科日文組創設の前に、教育部が後期中等教育に日本語専門課程開設を認可すると考えにくい。公文書の中には、確かに「高級中等學校普通學科教師本科系及相關科系對照表」に「外國文(日文)」の教師資格に関する記述はあるものの、「日文科」という文言は見られない。ただ、「「日語會話」僅為試辦觀光事業科教學科目之一(日本語會話は觀光事業科で試験的に教育を行う科目の一つでしかない)」と述べられているのみであることから「日文科」は開設されていないことが想像できる。しかし、公立の省立鳳山高級商業職業學校が日本との経済関係を考慮して日本語専門課程設立の申請を行ったということは重要なことである。その後、続けて次のような通達が出された。

更正 「高級中等學校普通學科教師本科系及相關科系對照表」(外國文日文科應更正為「高級職業學校職業學科教師本科系及相關科系對照表」。

(「高級職業學校普通科教師本学科および関連学科對照表」(外國語日本語科)は「高級職業學校職業學科教師本学科および関連学科對照表」に訂正することとする(臺灣省政府1977：16)

これは上述のとおり、教育部は作成した公文書の中で對照表に「高級中等學校普通學科教師本科系及相關科系對照表」(外國文(日文)の教師資格を加えてしまうという大きなミスをしてしまったため慌てて修正したものである。本来は

「高級職業學校職業學科教師本科系及相關科系對照表」（外國文（日文）の教師資格を加えるべきであった。この時期は日本との断交もあるが、中等教育では反日教育が行われており、日本語教育を行うことなど認められるはずもなかった。大学でさえ、「日本語」を出さないように「東方語文學系」という学科名とし、その下位区分に「日文組」が加えられる形となっており、1981年に東呉大學日本語學系になるまで全ての教育機関において続くこととなる。「職業學科」はもともと「終結教育」（宋2012：14）と言われており、卒業後の進路は就職とされていた（岡本2016：4）。その「職業學科」にこの時期日本語専門課程開設を申請することすら問題となるところである。ましてエリートが集まる「普通學科」で「日文」という文字が公文書で述べられ承することなど政府にとってあってはならないことであった。それは「『日文』非爲高級中等學校普通學科。（「日本語」は普通科の科目ではない。）」と補足説明で言及されているところからも窺い知ることができる。

1970年代、政府は国際的に難しい状況にあった。すでに1971年10月中華民國は国連から脱退し、翌1972年日本、その後1979年アメリカそれぞれと国交を断絶しており国際的な孤立は免れなかった。そこで、1980年代に入ると民間ベースによる経済貿易交流を軸に国際関係を拡大させていった。1984年行政院で経済の「自由化、国際化、制度化」を掲げ（曾1993：50）、国際関係を強調する政策を明確に打ち出した。特に、日本との関係は重視された。

このような状況のもと、上述のとおり1986年に私立育達高級商業家事職業學校に開設された。楊（2003）は1986年当時、日本語専門課程に関する「課程標準（学習指導要領）」がないまま、ほかの商用日文科を参考にしながら試行錯誤が繰り返されたと指摘しているが、1993年9月によりやく教育部は以下のとおり発表した。

本省各高級職業學校（含高中附設職業科）
檢送教育部訂頒「應用外語科英文組,日文組
教育目標,課程結構說明,教學科目及每週教學
節數表,課程結構流程圖」一份查照

（台湾省各高級職業學校（高中附設職業科を含む）宛 教育部が定めた「應用外語科英文組,日文組の教育目標、授業構成説明、教育科目および毎週の時間割、授業構成のフローチャート」を確認すること（臺灣省政府公報1993：13）。

ここでは「商用日文科」ではなく「應用外語科日文組」に関するものであった。これ以降次々に「商用日文科」から「應用外語科日文組」へと学科名が改称されていった。これは技術教育体系の高等教育機関にはすでに「應用外語科日文組」が創設されており、後期中等教育機関もこれに準じるようにしたため、「商用日文科」から「應用外語科日文組」へと改称されたものと思われる。また、後期中等教育から高等教育へのアーティキュレーションも考慮されたためではないかと考えられる。つまり、後期中等教育の高級職業學校應用外語科日文組から高等教育機関の專科學校應用外語科日文組に進学できることになり、より専門的な学習を可能にした。

このように、技術教育体系における後期中等教育機関である高級職業學校應用外語科日文組が設立されるようになった。

一方、一般教育体系の普通型高級中等學校は以前、高級中學と呼ばれていた。政府が重視する高級中學は進学校で少数のエリートが集まる学校であったため、これまで英語以外の外国語は認められていなかったが、1983年に「高級中學開設選修科目實施要點」が出されたことで選択科目の第二外国語が開講できることになっていたが、開講できる外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語となっており、日本語は含まれていなかった（陳1999：74）。経済関係のつながりの強い日本とはいえ、高級中學の第二外国語科目に日本語を加えることは、日本語の全面的な開放に繋がるため政府としては認められなかったのであろう。このように、高級中學において日本語が排斥されるなか、台湾で最も優秀な男子学生が集まる台北市立建國高級中學が次のとおり1988年5月第二外国語科目に日本語を加えたい旨を申し出て、許可された。

台北市政府教育局

貴屬市立建國高級中學擬於七十七學年度開設第二外國語日文供學生選修乙案,同意辦理

(貴市の市立建國高級中學は77年度に第二外国語日本語科目を開設し、学生に日本語科目が履修できるようにしたい旨の提案に対して承認された。) (教育部1988:10)

すでに高等教育機関において日本語教育が行われており、後期中等教育では高級職業学校でも日本語教育が始められていることから、日本語を学びたいという生徒が多いにもかかわらず、申請する前年度に「為提供英語以外重要外国語文之學習機會、請參照高級中學課程標準及高級中學二、三年級開設選修科目實施要點,預先研擬開設第二外國語科目有關措施,俾便學生選修。(英語以外の重要な外国語の学習機会を提供するために、高級中學課程標準ならびに高級中學二、三学年における選択科目の開講実施要領を参照し生徒の履修の便宜を図るために第二外国語科目の導入に向けた措置を事前に検討すること)」という通達が出された(臺灣省政府1987:7)が、日本語が第二外国語科目に加えられない可能性もあったため、名門高級中學として知られている市立建國高級中學が独自に教育部に申請したのではないかと考えられる。

1987年7月に戒嚴令が解除されると、本土化を目指した民主化は実現可能なものへと変わっていった。翌1988年本省人の李登輝政権が発足されると、教育改革が行われることになり、言語教育においても「本土化」と「国際化」という大きな流れがあった(岡本2014:8)。言語教育の本土化¹²⁾とはエスニック・グループ間の「郷土言語」教育のことであり、国際化とは英語以外の外国語教育である。

その後、1992年に教育部は高級中學ではなく、前期中等教育の國民中學「課程標準」の改訂の草案を提出し、次のように國民中學に対して第二外国語科目を開講する方向であるという発表を行った。

國中得依規定開放第二外國語言

新修訂之國民中學課程標準總綱草案規定,國中選修科目計有十一科,包括國文,英語,數學,理化,地球科學,體育,音樂,美術,電腦和第二外國語等.其中,電腦和第二外國語二科為現行課程標準所沒有,屬於新增的科目.主要係為配合社會變遷及因應未來即將邁入二一世紀生活需要所作之前瞻性設計.以第二外國語言,學校得視需要安排於國三開設,每週二節,提供日語,法語,德語…等教材,以讓對學習英語沒有興趣的學生,於國三有試探其他語言學習的機會.同時,亦讓國中生解除英語外,尚有許多其他不同的言語和文化值得學習,從而培養出具有環球意識及世界的新生代.

(國民中學では規定により第二外国語教育を開放する。新たに改定する國民中學學習指導要領の草案では選択科目が11科目あり、そこには国文、英語、数学、理科、地球科学、体育、音楽、美術、コンピューターそして第二外国語などが含まれることが定められている。その中のコンピューターと第二外国語は現行の学習指導要領には含まれていない新しい科目である。社会のニーズに、そして21世紀の生活のニーズに合った未来志向のデザインに対応するためである。第二外国語については学校のニーズに合わせて國民中學3年から毎週2コマを開講し、日本語、フランス語、ドイツ語などの教材を用意しなければならない。英語学習に興味のない生徒については國民中學3年から英語以外の言語を学習する機会を持てるようにすると同時に、國民中學の生徒に対して英語以外にも多くのその他の異なる言語と文化にも学習する価値があることを理解させ、グローバル意識ならびに国際感覚を持った新しい世代を育成する。) (教育部1992:27)

高級中學の第二外国語教育に日本語が導入される前に、國民中學で課程標準草案の段階での第二外国語科目の規定が定められ、日本語も含まれていることとなった。その上、「國民中學3年から英語以外の言語を学習する機会を持てるように

する」というかなり踏み込んだ内容である。これで國民中學3年からの第二外国語教育が導入されてしまえば、中等教育において高級中學だけで日本語教育が行われていないということになる。続いて、翌年の1993年に教育部長から次のような見通しが出された。

部長指出未來大學聯考將可選考第二外國語，落實高中選修課程培育學生世界觀

郭部長九月十八日在高中高職會議中表示，目前我們已經生活在國際化社會裏，因此，高中階段教育應該鼓勵學生學習英語以外的第二外國語言，未來大學入學考試，也將讓考生可以選考第二外國語。為了落實高中第二外國語課程，郭部長指出將在大學入學考試中，讓學生可以選考第二外國語，甚至仿照日本技能審查制度，採外語分級檢定，通過檢定者，即可擔任某一類職級工作。

（教育部長は高等学校において生徒の国際観を養うために将来の大学入試で第二外国語を選択できるようになることを指摘した。郭部長は9月18日高等学校会議にて現在我々は国際化社会の中にいるため、教育局は英語以外の第二外国語学習を奨励すべきであると述べた。高等学校第二外国語教育を実施するために、大学入試で第二外国語を選択できるようにする。また、日本の評価制度を参考に外国語レベル別検定を採用し検定に合格した者は特定の職位に就くことができると指摘している（教育部1993：37）。

将来的には高級中學に第二外国語が大学の大学入試にも導入されるなら、日本語も加えられるべきであるが、個々の言語については言及していない。しかし、國民中學の課程標準草案で第二外国語教育科目に日本語が組み込まれていることになっていることからすると、当然日本語は意識されていたであろう。また、日本の言語評価制度を参考にするという記述が見られた。

1995年「高級中學課程標準」と「國民中學課程標準」が公布されたが、ようやくその中の「第

二外語課程標準」には日本語が組み込まれ（岡本2014：8）、1996年より日本語教育が開始した。これで後期中等教育と高等教育において日本語教育が全面的に開放されたことになる。その後、1999年に第二外国語教育を推進する計画も策定され、これ以降も5年ごとに見直されながら第二外国語科目は推し進められる政策となっていく。

推動高級中學第二外國語教育五年計畫

（高級中學第二外國語教育5年推進計畫）

肆，實施原則

（4．實施的原則）

一，鼓勵高中參與；鼓勵並補助高級中學開設日語、法語、德語、西班牙語及其他第二外國語課程供學生選修

（一、高等学校が参加することを推進する：高等学校に日本語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の課程を開設し、生徒に第二外国語課程を履修することを推奨するとともに助成する）（教育部1999：31）。

国際交流基金（2023）によると、2021年度調査では高等教育機関149校のうち、日本語科目を開講しているのは134機関で約90%であり、日本語課程を開講しているのは42校である。一方、高級中學における第二外国語導入校の71.6%が日本語を開講し、第二外国語学習者全体における日本語学習者の割合も46.84%を占めるまでになっている。さらに「十二年國民基本教育課程綱要 總綱」には國民中學においても第二外国語科目が導入できることが明記されており、2019年より実施されている。今後日本語学習者が増加することも考えられる。

十二年國民基本教育課程綱要 總綱

（12年間の全国基礎教育カリキュラムの綱領）

⑦國民中學得視校內外資源，於彈性學習課程開設本土語文/新住民語文，或英語文以外之第二外國語文課程，供學生選修；其教學內容及教材得由學校自行安排。

（⑦学校内外のリソースの状況に鑑み、中学

校では柔軟な教育プログラムにおいて、郷土言語や新住民言語、英語以外の第二外国語の授業を開講することができる。) (教育部2014)

このように、日本語に対する教育政策は学校教育において展開されているが、中華民国と日本の歴史的な事情もさることながら、戦後の両国の政治経済の関係により大きく影響されたが、日本語教育は大きく発展している。

5.3. 社会教育

学校教育以外の教育機関においても日本語教育が行われているが、政府の日本語に対する教育政策でないものも含まれる。

5.3.1. 補習班

「補習班」と呼ばれる民間の予備校、塾、語学学校がある。1965年「臺灣省私立外國語文短期補習班設立及管理規則」(臺灣省政府1964:5)が定められたが、蔡(2003)によると、1952年の日華平和条約締結をきっかけに日本語がブームとなり日本語クラスを開設する外国語補習班が増えたが、日中国交正常化により日本との外交関係が断絶して一時的に下火になったものの、その後間もなく補習班における日本語教育が盛んになったとしている。現在、外国語補習班の多くで学生、社会人を対象にした日本語教育が行われている。

5.3.2. 推廣教育

大学、専科学校などの「推廣教育」で日本語が導入されているが、1965年「大學接受公務人員、教師及企業技術人員進修辦法(公務員、教師、技術者の大学研修コース受け入れに関する規定)草案が策定され、その後実施されることとなった。1982年には「輔仁大學推廣教育中心日語、英語、歐洲語文暨會計、地政事務人員進修班等各班招生簡章、請轉知並鼓勵所屬人員踴躍報名進修、請查照。」(輔仁大學推廣教育センターは日本語、英語、ヨーロッパ諸語、会計、不動産管理官などの研修クラスの募集を行うので、周知するとともに参加するように勧めること、確認を願いたい。)(桃園政府1982:6-7)との通達が出されてお

り、公務員を対象にした日本語クラスが開講された。それ以降、大学、専科学校推廣教育センターは公務員だけでなく、一般の社会人に対しても日本語教育を行うようになっていく。

5.3.3. 公務員研修

政府の人事行政局が1980年に「行政院所屬各機關提高公務人員外國語文能力方案(行政院所屬各機關における公務員の外国語能力向上法案)(臺灣省政府1980:6)を成立させ、そこには「行政院所屬各機關公務人員進修外國語文實施要點(行政院所屬各機關における公務員外国語研修實施要領)ならびに「教育部推行「加強外國語文訓練暨培養實務人才實施計畫要點(外国語教育の強化およびビジネス人材育成實施計畫要領)」(教育部が推進する「外国語教育の強化およびビジネス人材育成實施計畫要領)」」が定められた(臺灣省政府1980:11-13)。それと同時に、政府は大学5校に対して外國語文中心設立を委託しており、公務員30名を対象に1年間の研修を行うことになった。(教育部1980:1-15)。

「行政院所屬各機關公務人員進修外國語文實施要點」には次のことが定められていた。

政治作戰學校國防語文中心：六十九年七月五日(日語文及法語文)

私立輔仁大學：六十九年七月十五日左右(英語文)

國立臺灣師範大學：六十九年七月二十日左右(アラビア語文：アラビア語)

私立東海大學：六十九年七月十五日左右(英語文)

さらに、「加強外國語文訓練暨培養實務人才實施計畫要點」は「行政院所屬各機關公務人員進修外國語文實施要點」とは別に開設されたものであり、次のように規定されている。

國立政治大學(以アラビア語文為主：アラビア語)

政治作戰學校國防語文訓練中心(以日語文及法語文為主：日本語とフランス語)

私立東海大學(以英語為主)

私立輔仁大學（以西班牙語文及德語文為主：スペイン語とドイツ語）

國立臺灣師範大學（以英語文為主，專班在職人員半日制語文訓練：英語、在職は半日研修）

どちらも公務員の外国語研修のために策定されたものであるが、「加強外國語文訓練暨培養實務人才實施計畫要點」は外国語ができるビジネス人材の養成という目標が示されている。日本語が加えられていることは興味深く、同年学校教育では省立臺中商業專科學校應用外語科日文組が創設されており、同じく日本語ができるビジネス人材の養成という点で同じ教育目標である。翌年の1981年北部では國立臺灣師範大學に英語が2クラス開講されたのに対して、政治作戰學校國防語文中心には日本語が4クラス開講されている（教育部1981：3-4）ところから政府が日本との経済関係を重視していることがはっきり示されていると言えよう。これ以降もこの外国語研修は毎年続けられることになる。1992年には教育は「八十一學年度各大專院校辦理公務人員外語進修班有關規定」（臺灣省政府1992：18-19）を定め、國立臺灣大學をはじめとする11大学に対して「公務人員外語進修班」開設を委託しているが、日本語クラスは以下のとおりである。

北區：私立東吳大學（開設日語三班）、私立淡江大學（開設日語二班）

中區：私立靜宜大學（開設日語二班）

南區：私立文藻外國語文專科學校（開設日語一班）

北部、中部、南部にまで「公務人員外語進修班」の日本語クラスが拡大しており、英語に次いで日本語が重要とされている。

5.3.4. 社區大學

地域における生涯学習を推進するために社區大學が設立された。1998年9月に台北市政府教育局は初めて台北南港社區大學を設置した。翌年「臺北市府試辦社區大學實施要點（臺北市府社區大學試行實施要領）」（北市政府1999：

32-35）が定められ、初めの項目に目的が次のとおり掲げられている。

一、臺北市府為試辦社區大學以提供市民終身學習課程,提升民眾人文素養與生活知能,培育社區發展人才及現代社會公民,特定本要點。」

（臺北市府は市民に生涯学習プログラムを提供し、人文的素養ならびに生活知識を高め、地域発展のための人材および現代社会における市民を育成するために試験的に社區大學を運用する。そのために本要領を定める。）

このように社區大學は生涯学習施設となっているが、現在は台湾全土で設置が進んでおり1988年の設置から2020年時点で89機関にまで広がっている（山口2021：34）。国際交流基金（2023）によると社區大學のほとんどで日本語コースが開講されているという。

5.3.5. 高齢者学習機構

高齢者を対象とした学習機構がある。衛生福利部¹³⁾が推進している「長青學苑」と教育部が策定している「樂齡學習資源中心」がある。「長青學苑」は1987年に「長青學苑實施要點」（臺灣省政府1987：2-3）が、「樂齡學習資源中心」は2008年に「教育部補助設置各鄉鎮市區樂齡學習資源中心實施要點」（行政院2009：16297-16316）がそれぞれ定められ、ともに55歳以上であればさまざまなコースで学習できるようになっている。さらに、2010には高齢者に対して高等教育を行う「樂齡大學」が56大学によって試験的に運用が実施された。翌2011より本格的に実施され、毎学期12週から18週で毎年216時間以上の教育が定められた。この「長青學苑」、「樂齡學習資源中心」、「樂齡大學」にも日本語の授業が設けられているところも多い。国際交流基金によると「新規開設機関149機関のうち、81機関が、定年退職した年齢層を対象とした機関で、日本語学習が生涯学習の一つとして定着している状況が読み取れる」（国際交流基金2023：28）としている。

このように、社会教育においても生涯教育の一環として日本語教育が行われている。これは直接的な政府の日本語に対する教育政策ではないが、結果的には日本語教育は社会において普及していることを示していることと言えよう。

6. まとめ

これまで戦後の言語政策、特に日本語に対する教育政策について考察してきた。戦前、日本は台湾を統治していたが、その間国語としての日本語教育が行われていたが、1937年以降社会においては日本語の普及が推進され、教育機関においては日本語学習が強要された。戦後、台湾接收後は中華民国政府の言語政策としては社会から日本語を追放すると同時に國語を普及するというものであった。また、教育政策としては教育言語を日本語から國語に転換するとともに学校内において日本語使用を禁止するというものであった。

しかし、日華平和条約締結を契機に、国レベルでの経済貿易が本格的に開始され、経済は発展していった。そのような状況のなか日本語人材の必要性からか、一部の私立大学のみならず東方語文学系日文組が設置されるようになった。この日本語専門課程開設は日本語開放への期待を持たせるものであった。

ところが、日中国交正常化とともに中華民国と国交を断絶したことによって日本語専門課程設置は認められなくなり、日本語教育の開放は不可能であるかに思われた。しかし、国交がなくなったものの、日本との民間レベルにおける経済交流はさらに進展し、日本と中華民国は重要な貿易パートナーになったことにより日本語ができるビジネス人材の養成が必要になった。そこで、政府はついに1980年に應用外語科日文組を創設した。これまで一般教育体系の「東方語文学系日文組」が日本語人材の養成が目的であったのに対して技術教育体系の「應用外語科日文組」は日本語ができるビジネス人材の養成であるという点で大きく異なる。ここで高等教育における日本語教育を2つの系統に分けたことになる。その後、後期中等教育の高級職業学校にも應用外語科日文組が

開設されることになり、後期中等教育から高等教育へと学習が続けられるようになった。

政府は外国との民間レベルの交流を推進しており、日本とは経済だけでなく文化交流や人的交流も活発である。近年「国際化」が注目され、言語教育も重視されるようになった。1995年より一般教育体系の高級中學に第二外国語が導入され、日本語科目が設けられるようになった。これで、高等教育、後期中等教育で全面的に日本語教育が行われることになった。さらに、2018年4月に公布された「十二年国民基本教育課程綱要 國民中學暨普通型高級中等學校 語文領域-第二外國語文」には國民中學に第二外国語が導入され、前期中等教育から日本語を学習できることになっている。

近年、政府は高級中学の第二外国語科目で日本語履修者が約半数を占めていることもあり、日本語を主要な外国語として位置づける政策を採っているのではないだろうか。

日本語に対する教育政策ではないが、社会教育においても補習班、公務員日本語研修、推廣教育、社區大學、そのほか「長青學苑」、「樂齡學習資源中心」、「樂齡大學」といった高齢者学習機構でも日本語教育が行われている。

日本語が学校教育から生涯教育へと広がりを見せており、社会に定着しつつあると考えられる。特に、定年退職した年齢層を対象とした機関で学習者数が増加している。

国際交流基金は少子化が主な原因で日本語学習者が減少していると述べているが、それは以前からわかっていることであり、ことさらに減少することを取り上げるのではなく、高齢化の日本語学習者が増加することが予想されるので、その支援体制を考えるべきであろう。

このように、戦後の日本語に対する言語政策と教育政策は日本との外交関係、政治経済関係に左右されながら変化してきたことがわかる。

現在は日本語教育は過渡期であり、日本語に対する教育政策も徐々に変化することになるだろう。

注

- 1) 高等学校普通科に相当する。
- 2) 従来の初等教育の国民小学から前期中等教育の国民中学までの義務教育を後期中等教育段階まで延長し、国民小学から高級中等学校まで一貫した教育を提供する教育課程である。
- 3) 日本の文部科学省に相当する。
- 4) 台湾には漢民族以外に先住民族が16民族存在する。漢民族も福佬人、客家人という1945年以前から台湾に住んでいた人々を本省人といい、1945年以後中国大陸の各地から来た人々を外省人という。
- 5) 1912年に中国大陸で成立した国である。戦後中華民国が台湾接收したが、内戦に敗れてから台湾島へと移った。中華民国は1971年に国連を脱退したことによって中華人民共和国を合法政府とされた。
- 6) 國語は日本の国語ではなく北京を中心とした方言である。一般には中国語と呼ばれているが、中国では「普通話」という。
- 7) 先住民族の各言語、漢民族の閩南話と客家話のことである。
- 8) この事情については、何（2005）に詳しい。
- 9) 東方語文學科日本語コースのことである。
- 10) この事情については、蔡（2003）に詳しい。
- 11) 高等専門学校に相当する。ただ、5年制だけでなく、3年制と2年制がある。
- 12) 当時、台北市政府公報（1990）の教育部書函の中では言語教育の本土化について次のように述べられている。

教育部對於省部分縣市擬推行「本土語言」教育一案,復如說明,請查照。

查世界各國均有其代表國家之共同語言,以示國家尊嚴與民族文化共同特徵.政府對各地方言,並未禁止,民眾可由日常生活中學習各種方言.至於現有之語言教學政策,經目前正進行修訂國小課程之總綱修訂小組審慎研議結果,認為:在國民教育階段,應以建立國民共同之文化與語言基礎為首要,國小教

師應使用國語教學,有興趣研修個地方言之學生,可利用課外時間學習。

（教育部は台湾省内の各県および市に対して「本土の言語」教育を推進する件について次のように説明したので、確認のこと。世界のどの国もその国を代表する共通の言語を有しており、国家としての尊厳および民族文化共通の特徴を示している。政府は、各方言に対して使用を禁止しているのではなく、国民は日常生活の中でそれぞれの方言を学ばばよい。現行の言語教育政策については、現在国民小学の学習指導要領大綱改訂グループで検討結果から次のように考える。「国民教育の段階においては国民共通の文化と言語の基礎を確立することを最優先に国民小学の教師は国語を用いて授業を行い、研修を行っているそれぞれの方言に興味を持っている生徒は課外時間を利用して学習する場いのである。」

- 13) 日本の厚生労働省に相当する。

参考文献

- 伊沢修二（1958）「国家教育社第六回定会演説」、『伊沢修二選集』信濃教育会。
- 行政院（2009）「教育部補助設置各鄉鎮市區樂齡學習資源中心實施要點」、『行政院公報 教育文化篇』92815), pp.16297-16316。
- 国際交流基金（2023）『海外の日本語教育の現状 2021年度海外日本語教育機関調査より』 pp.1-9。
- 蔡茂豊（2003）『台湾日本語教育の史的研究（下）』大新書局。
- 岡本輝彦（2012）「台湾における「国語」と「日本語」の位置づけについての一考察」、『別府大学日本語教育研究センター紀要』2, pp.3-12, 別府大学日本語教育センター
- （2013）「戦後台湾における日本語教育の歴史的変遷」、『別府大学日本語教育研究センター紀要』3, pp.3-11, 別府大学日本語教育センター。

- (2014) 「戦後台湾における日本語政策：脱日本語から日本語の受容へ」, 『別府大学日本語教育研究センター紀要』 4, pp.3-11, 別府大学日本語教育センター.
- (2016) 「台湾の後期中等教育における日本語教育の位置づけ」, 『別府大学日本語教育研究センター紀要』 6, pp.3-10, 別府大学日本語教育センター.
- ・小島正弘 (1997) 「台湾における日本語教育の史的変遷」, 『台湾における日本語教育事情調査報告書平成8年度』, pp.18-22, 財団法人交流協会.
- 何義麟 (2005) 「戦後初期台湾日文報刊之流通與管制 (台湾戦後初期における日本語新聞、雑誌の流通と管理)」, 『東海大學2005國際學術研討會』, pp.1-31, 東海大學.
- 上沼八郎 (1975) 「台湾教育史」, 『世界教育史体系二 日本教育史』講談社.
- 黄英哲 (1999) 『台湾文化再構築1945~1947の光と影：魯迅思想受容の行方』創土社.
- 徐秀瑩 (2012) 「台湾蔣政権における言語に関する政策について：政府公報を通じて」, 『人間社会環境研究』 23, pp.109-118, 金沢大学.
- (2013) 「台湾省行政長官公署公報 (1945-1947) からみる日本語を対象にした言語政策の実態」, 『人間社会環境研究』 26, pp.189-203, 金沢大学.
- 宋書瑀 (2012) 『台湾の高等職業学校における日本語学科のカリキュラム・デザインの一考察：アーティキュレーションの視点から考える』東吳大學碩士論文 (未公刊) .
- 曾相榮 (1993) 「台湾の經濟發展と消費社会の形成」, 『立命館経営学』 32(3), pp.41-81, 立命館大学経営学科.
- 臺灣省行政長官公署 (1945a) 「制定台灣省人民回復原有姓名辦法」, 『臺灣省行政長官公署公報』 1(1), pp. 7.
- (1945b) 「公布台灣省各縣市街道名稱改正辦法」 『臺灣省行政長官公署公報』 1(2), pp. 4.
- (1946) 「制定台灣省電影審查暫行辦法」, 『臺灣省行政長官公署公報』 2(1), pp. 6-7.
- 陳淑娟 (1999) 「台湾の中等教育における日本語教育の現状と問題点」, 『中等学校日本語国際學術検討会報告書：中等学校の日本語教育の現状と問題の検討』, pp.73-98, 東海大學.
- 陳培豐 (2001) 『「同化」の同床異夢』三元社. 日本台湾交流協会：2021年対日世論調査
<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/culture/%E4%B8%96%E8%AB%96/2021/2021_seron_shosai_JP2.pdf> (2024.2.21参照)
- 藤井久美子 (2007) 「1990年代以降の台湾における言語政策の転換：『教育部公報』の分析を主として」, 『宮崎大学教育文化学部紀要人文科学』 16, pp.67-79, 宮崎大学.
- 山口香苗 (2021) 「台湾における市民の学びを通じた地域づくりの特質：台北市社区大学での学習活動の展開から」, 『早稲田教育評論』 35(1), pp.33-416, 早稲田大学総合教育研究所.
- 吉野秀公 (1927) 『台湾教育史』台湾日日新報.
- 渡辺耕治 (2019) 「辜振甫と戦後の日華関係：1960年代から1972年までの対日經濟關係を中心に」, 『法制論叢』 55(1), pp.43-59, 日本法政学会.
- 『新新』 (1946) 第六期, 新新月報社.
- 『新台湾』 (1946) 創刊号, 新台湾社.

(2024年3月30日受付)

- (2014) 「戦後台湾における日本語政策：脱日本語から日本語の受容へ」, 『別府大学日本語教育研究センター紀要』 4, pp.3-11, 別府大学日本語教育センター.
- (2016) 「台湾の後期中等教育における日本語教育の位置づけ」, 『別府大学日本語教育研究センター紀要』 6, pp.3-10, 別府大学日本語教育センター.
- ・小島正弘 (1997) 「台湾における日本語教育の史的変遷」, 『台湾における日本語教育事情調査報告書平成8年度』, pp.18-22, 財団法人交流協会.
- 何義麟 (2005) 「戦後初期台湾日文報刊之流通與管制 (台湾戦後初期における日本語新聞、雑誌の流通と管理)」, 『東海大學2005國際學術研討會』, pp.1-31, 東海大學.
- 上沼八郎 (1975) 「台湾教育史」, 『世界教育史体系二 日本教育史』講談社.
- 黄英哲 (1999) 『台湾文化再構築1945~1947の光と影：魯迅思想受容の行方』創土社.
- 徐秀瑩 (2012) 「台湾蔣政権における言語に関する政策について：政府公報を通じて」, 『人間社会環境研究』 23, pp.109-118, 金沢大学.
- (2013) 「台湾省行政長官公署公報 (1945-1947) からみる日本語を対象にした言語政策の実態」, 『人間社会環境研究』 26, pp.189-203, 金沢大学.
- 宋書瑀 (2012) 『台湾の高等職業学校における日本語学科のカリキュラム・デザインの一考察：アーティキュレーションの視点から考える』東吳大學碩士論文 (未公刊) .
- 曾相榮 (1993) 「台湾の經濟發展と消費社会の形成」, 『立命館経営学』 32(3), pp.41-81, 立命館大学経営学科.
- 臺灣省行政長官公署 (1945a) 「制定台灣省人民回復原有姓名辦法」, 『臺灣省行政長官公署公報』 1(1), pp. 7.
- (1945b) 「公布台灣省各縣市街道名稱改正辦法」 『臺灣省行政長官公署公報』 1(2), pp. 4.
- (1946) 「制定台灣省電影審查暫行辦法」, 『臺灣省行政長官公署公報』 2(1), pp. 6-7.
- 陳淑娟 (1999) 「台湾の中等教育における日本語教育の現状と問題点」, 『中等学校日本語国際學術検討会報告書：中等学校の日本語教育の現状と問題の検討』, pp.73-98, 東海大學.
- 陳培豐 (2001) 『「同化」の同床異夢』三元社. 日本台湾交流協会：2021年対日世論調査
<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/culture/%E4%B8%96%E8%AB%96/2021/2021_seron_shosai_JP2.pdf> (2024.2.21参照)
- 藤井久美子 (2007) 「1990年代以降の台湾における言語政策の転換：『教育部公報』の分析を主として」, 『宮崎大学教育文化学部紀要人文科学』 16, pp.67-79, 宮崎大学.
- 山口香苗 (2021) 「台湾における市民の学びを通じた地域づくりの特質：台北市社区大学での学習活動の展開から」, 『早稲田教育評論』 35(1), pp.33-416, 早稲田大学総合教育研究所.
- 吉野秀公 (1927) 『台湾教育史』台湾日日新報.
- 渡辺耕治 (2019) 「辜振甫と戦後の日華関係：1960年代から1972年までの対日經濟關係を中心に」, 『法制論叢』 55(1), pp.43-59, 日本法政学会.
- 『新新』 (1946) 第六期, 新新月報社.
- 『新台湾』 (1946) 創刊号, 新台湾社.

(2024年3月30日受付)